



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 949 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 1
 950 有田川土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課)..... 1
 951 学習教材用和歌山県産かきの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (果樹園芸課)..... 1
 952 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 4
 953 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 4

○ 公告

- 農地を利用する権利の設定に関する裁定 (農林水産総務課)..... 4

告 示

和歌山県告示第949号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年8月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011300138	ケアサービスフリーポケット	伊都郡かつらぎ町笠田東487-1	同行援護	有限会社倅譲会	伊都郡かつらぎ町笠田東487-1	令和4.8.13

和歌山県告示第950号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年8月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員（令和4年4月1日就任）

職名 氏名 住所
 理事 畠山定生 有田郡有田川町大字市場312番地

和歌山県告示第951号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学習教材用和歌山県産かきの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年8月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
令和4年度
 - (2) 調達案件名
学習教材用和歌山県産かき
 - (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
 - (4) 納入期限
仕様書による。
 - (5) 納入場所
仕様書による。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項
- この競争入札に参加することができる者は、令和4年8月16日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 国税及び和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
 - (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
 - (9) 青果物の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、青果物の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
 - (10) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における和歌山県産かきの販売量が、仕様書で定める調達予定数量と同等以上の数量であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））
 - イ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書
 - ウ 業務概要調書
 - エ 業務実績調書
 - オ 役員等に関する調書
 - カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票
 - ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色

申告書又は白色申告書の写し)

サ 2の(9)に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

シ 2の(10)に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、ウからオまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和4年8月16日（火）から同月22日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年8月16日（火）から同月19日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和4年8月16日（火）から同月23日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、その内容については、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課のホームページにおいて、次のとおり公表するものとする。

ア 海草地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211012.html>

イ 那賀地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211014.html>

ウ 伊都地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211015.html>

エ 有田以南地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211016.html>

ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年8月16日（火）から同月22日（月）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和4年8月22日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2903（直通）

ファクシミリ番号 073-441-2909

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和4年8月29日（月）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第952号

令和4年和歌山県告示第776号（以下「告示第776号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年8月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

- 南本雅三
- 久保善秀
- 森田秀治
- 石本忠愛
- 布袋榮信
- 有家弘治
- 山戸愛子
- 久保建治
- 片岡義典
- 中井將雄
- 中前芳治
- 西浦常三
- 井上義規
- 井本昭三
- 大上廣一
- 大上広一

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第776号のとおり

和歌山県告示第953号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年8月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3587	西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝792番1の一部、794番2の一部、795番2の一部	愛知県名古屋市長区桶狭間上の山2017番地坂口和也	令和 4.8.2	6.00 6.00	50.89 34.45

公 告

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公

告する。

令和4年8月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字志出原80番	田	959㎡

2 農地を利用する権利の内容等

内容	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
樹園地として利用	令和5年1月	20か年	40,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人和歌山県農業公社 理事長 下宏

和歌山市茶屋ノ丁2番1

4 農地の所有者等（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいう。）に係る情報

不確知

ただし、申請に係る農地の不動産登記記録上の所有権の登記名義人

氏名 （亡）岡野安吉

住所 和歌山県有田郡湯浅町大字山田829番地

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに和歌山地方法務局本局に補償金を供託する。